

～令和7年度樫原市エコライフハウス推進事業～
樫原市住宅用太陽光発電システム設備設置補助制度 募集要領

再生可能エネルギーの普及を促進し、温室効果ガスの削減を図り、地球温暖化防止対策を推進することを目的として、居住用の市内住宅において太陽光発電システムを設置する方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

なお、樫原市には大和三山をはじめとした豊かな自然環境や藤原宮跡、樫原神宮、今井町などの多くの歴史的環境など様々な要素が織りなし重なり合って、日本を代表する景観を形成していることから、景観を保全し次世代に継承することを目的として、各種の条例や計画が定められています。

太陽光発電システム設備の設置をされる方は、景観への配慮に関する手続きを完了した上でなければ、補助対象とはなりませんのでご注意ください（太陽光発電システム設備を設置できない地域もあります。詳しくは、2～5ページをご覧ください。）。

（目次）

1. 申請場所	… P. 1
2. 景観への配慮に関する手続き	… P. 2
3. 補助制度と手続きについて	… P. 6
1. 補助内容	… P. 6
2. 補助対象者	… P. 6
3. 申請のために必要な書類	… P. 7
4. 受付期間と申請先	… P. 8
5. 交付の決定及び支払い	… P. 8
6. アンケートにご協力ください。	… P. 8
7. 注意事項	… P. 8

問合せ・申請窓口：樫原市役所 環境部 環境政策課

住 所：〒634-8586 樫原市八木町1-1-18 本庁舎北館1階

電 話：TEL 0744-47-3511（直）

1. 申請場所

郵送申請不可

手 続 き	課 名	所 在 地
主な申請	環境政策課	橿原市役所本庁舎（北館 1 階） 
景観手続き	公園緑地景観課	

2. 景観への配慮に関する手続き

橿原市には、景観を保全し次世代に継承することを目的として、各種の条例や計画が定められ、太陽光発電パネルを設置出来ないエリアや太陽光発電パネルの形態や色彩に制限があるエリアがあります。太陽光発電システムの設置に際しては、事前に、市公園緑地景観課において、エコライフハウス設備設置に係る景観等確認報告書の確認印を取得する必要があります（この書類は交付申請時に必要ですので大切に保管してください。ただし「要」欄にチェックを受けた場合は、その手続を済ませてください。）

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

市公園緑地景観課（橿原市役所本庁舎北館1階）

TEL 0744-47-3516（直）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

○特別史跡藤原宮跡、特別史跡本薬師寺跡
設置することが出来ません。

○今井町伝統的建造物群保存地区
原則として設置することが出来ません。
※市今井町並保存整備事務所（TEL29-7815）へお問合せ下さい

○風致地区

◆藤原宮跡風致地区、香久山風致地区、菖蒲池古墳風致地区
橿原市風致地区条例等により、原則として設置することが出来ません。

◆耳成山風致地区、畝傍山風致地区
橿原市風致地区条例等により、原則として設置することが出来ない区域と協議が必要な区域があります。

□協議が必要な区域

- ・許可申請が必要です。
- ・建築物及び工作物に太陽光パネルを設置する場合でも、当該建築物全体の意匠形態と調和するものであり、また周辺の風致や景観と著しく不調和のないもので、屋根材一体型を原則とし、表面の光沢を抑えたもので、黒色または濃紺色、濃灰色のものに限ります。
- ・屋根にやむを得ず上乗せ型を設置する場合は、厚みが少なく屋根と一体的に見えるものを選び、可能な限り通りから目立たない位置に設置し、屋根からの突き出しがなく、屋根との隙間がないよう出来るだけ密着させましょう。
- ・色彩についても、表面の光沢を抑えたもので、黒色または濃紺色、濃灰色のものに限ります。また外枠(カバー)は黒色を基調としたものとします。

○大和三山歴史的風土保存区域（南山町周辺地区）

□古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)等により地上より、高さが5m以上または面積が10㎡以上の建築物及び工作物に太陽光パネルを原則として設置することは出来ません。

□高さ5m未満かつ面積10㎡未満の場合で建築物及び工作物に太陽光パネルを設置する場合は、協議が必要です。
・当該建築物全体の意匠形態と調和するものであり、また周辺の風致や景観と著しく不調和のないものを原則とします。従って、屋根材一体型を原則とし、表面の光沢を抑えたもので、黒色または濃紺色、濃灰色のものに限ります。

（次ページに続きます。）

- ・既存の屋根の上に設置する場合は、厚みが少なく屋根と一体的に見えるもので、可能な限り通りから目立たない位置に設置し、屋根からの突き出しがなく、屋根との隙間がないよう出来るだけ密着させましょう。
- ・色彩についても表面の光沢を抑えたもので、黒色または濃紺色、濃灰色のものに限ります。また外枠(カバー)は黒色を基調としたものとします。

○貝吹山景観保全エリア（協議が必要な区域）

- ・高さが 8m 以上または面積が 50 m²以上の建築物及び工作物に太陽光パネルを設置する場合は届出が必要です。
- ・パネルは当該建築物全体の意匠形態と調和するものであり、また周辺の景観と著しく不調和のないものを原則とします。従って、屋根材一体型を原則とし、表面の光沢を抑えたもので、黒色または濃紺色、濃灰色のものに限ります。
- ・既存の屋根に設置する場合は厚みが少なく屋根と一体的に見えるもので、可能な限り通りから目立たない位置に設置し、屋根からの突き出しがなく、屋根との隙間がないよう出来るだけ密着させること。
- ・色彩についても、表面の光沢を抑えたもので、黒色または濃紺色、濃灰色のものに限ります。
- ・陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部を出来るだけ低くし、目隠し等修景を図ることとします。

○ 大和三山眺望景観保全地区の特別史跡藤原宮跡を除く周辺景観保全エリア及び沿道景観保全地区の神宮・飛鳥沿道景観保全エリア（協議が必要な区域）

- ・設置にあたり届出が必要です。
- ・当該建築物全体の意匠形態と調和するものであり、また周辺の景観と著しく不調和のないもので、屋根材一体型を原則とし、表面の光沢を抑えたもので、黒色または濃紺色、濃灰色のものに限ります。
- ・既存の屋根に設置する場合は厚みが少なく屋根と一体的に見えるもので、可能な限り通りから目立たない位置に設置し、屋根からの突き出しがなく、屋根との隙間がないよう出来るだけ密着させること。
- ・色彩についても、表面の光沢を抑えたもので、黒色または濃紺色、濃灰色のものに限ります。また、外枠(カバー)は黒色を基調としたものとします。
- ・陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部を出来るだけ低くし、目隠し等修景を図ることとします。

○上記以外で大和三山眺望景観保全地区の遠望景観保全エリアの一部と景観計画区域一般地区の自然風致保全エリア、専用住宅エリア、田園・住宅地エリアの一部（協議が必要な区域）

- ・設置にあたり、勾配屋根に設置する場合は厚みが少なく屋根と一体的に見えるもので、屋根からの突き出しがなく、屋根との隙間がないよう密着させること。
- ・色彩についても、表面の光沢を抑えたもので、黒色または濃紺色、濃灰色のものに限ります。また外枠(カバー)は黒色を基調としたものとします。
- ・陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部を出来るだけ低くし、目隠し等修景を図ることとします。

○上記以外の市内全域

- ・設置にあたり、光沢を抑えた低彩度、低明度の色彩とすること。
- ・屋根からの突き出しがなく、屋根との隙間がないよう出来るだけ密着させましょう。

	A区域（協議が必要な区域）
区域	○風致地区で耳成山東側と南側の周辺、畝傍山の西側の一部や畝傍町の周辺（許可が必要です） ○貝吹山景観保全地区（高さが8m以上または面積が50㎡以上は届出が必要です） ○周辺景観保全エリア（届出が必要です） ○神宮・飛鳥沿道景観保全エリア（届出が必要です） ○大和三山歴史的風土保存区域（南山町周辺地区）で建築物及び工作物の高さが5m未満でかつ面積が10㎡未満の場合 上記の場所は、太陽光パネルの設置形態や色彩について下記の基準があります。
形態	●当該建物全体の意匠と調和するもので、周辺の風致や景観と著しく不調和でないもので、屋根材と一体型を原則とします。 ●屋根にやむを得ず上乗せ型を設置する場合は、厚みが少なく屋根と一体的に見えるものを選びましょう。また屋根への設置は可能な限り、通りから目立たない位置に設置しましょう。 ●勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しがないようにしましょう。またパネルは屋根との隙間は、出来るだけ密着するようにしましょう。 ●陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部が出来るだけ低くなるようにし、パラペットより超える場合は、目隠し等修景を図りましょう。
色彩	●光沢を抑えた明度・彩度の低いものか、黒色または濃紺色、濃灰色のものを選びましょう。 ご注意！ 特に鮮やかな色彩に見える製品は避けてください。 ●外枠(カバー)の色は黒を基調としたものを選びましょう。
説明	

※上記の形態・色彩が守られない場合は補助が受けられない事があります。

	B区域（協議が必要な区域）	左記のA区域及びB区域にも該当しない
区域	○自然風致保全エリアの一部指定区域 ○田園住宅地エリアの一部指定区域 ○遠望景観保全エリアの一部指定区域 上記の場所は、太陽光パネルの設置形態や色彩について下記の基準があります。	○左記の設置基準A及びBにも該当しないその他の区域 太陽光パネルの設置形態や色彩について下記の基準があります。
形態	●勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しがないようにしましょう。またパネルは屋根との隙間は、出来るだけ密着するようにしましょう。 ●陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部が出来るだけ低くなるようにし、パラペットより超える場合は、目隠し等修景を図りましょう。	●勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しがないようにしましょう。またパネルは屋根との隙間は、出来るだけ密着するようにしましょう。
色彩	●光沢を抑えた明度・彩度の低いものか、黒色または濃紺色、濃灰色のものを選びましょう。 ご注意！ 特に鮮やかな色彩に見える製品は避けてください。 ●外枠(カバー)の色は黒を基調としたものを選びましょう。	●光沢を抑えた明度・彩度の低いものを選びましょう。 ご注意！ 特に鮮やかな色彩に見える製品は避けてください。
説明		

※上記の形態・色彩が守られない場合は補助が受けられない事があります。

3. 補助制度と手続きについて

1. 補助内容

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のうちいずれか小さい値が1 k w以上1 0 k w未満で、未使用品のシステムを住宅に設置された市民。

【補助の区分と補助金額】

区分	補助金額
1 k w以上～2 k w未満	20,000 円
2 k w以上～3 k w未満	40,000 円
3 k w以上～4 k w未満	60,000 円
4 k w以上～5 k w未満	80,000 円
5 k w以上～1 0 k w未満	100,000 円

- ※ リースは対象外です。
- ※ 過去に太陽光発電システム設備を設置したものの、橿原市エコライフハウス推進事業に基づく補助を受けていない住宅に太陽光発電システム設備を増設された場合、増設された部分について上記補助の区分に応じた補助金額を受けることができます。ただし、既設の部分と増設された部分の合計が1 0 k w以上になった場合は対象外となります。詳しくは、環境政策課（0 7 4 4-4 7-3 5 1 1）までお問い合わせください。
- ※ 定置用リチウムイオン蓄電池設備をあわせて設置した方は、定置用リチウムイオン蓄電池設備補助制度による補助を受けることもできます。
- ※ 補助金の交付は、1 住宅につき1 回限りしか受けられません。
- ※ 補助金申請は先着順で、エコライフハウス推進事業の交付累計額が予算に達したときは、この補助制度は終了となります。ただし、予算残額が、上記補助の区分に応じた補助金額を満たさなくなった場合は、その時点での予算残額を補助金額として交付いたします。

2. 補助対象者

- 次の全ての要件を満たした方が対象となります。
 - (1) 橿原市エコライフハウス設備設置に係る景観等確認報告書の手続を完了した方
 - (2) 市内に住所を有する方
 - (3) 住宅用太陽光発電システムを市内の自ら居住する1 戸建住宅に設置した方又は市内で自ら居住するために住宅用太陽光発電システムが既に設置された1 戸建新築住宅を購入した方（※共同住宅は対象外です。）
 - (4) 再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約を電力会社と締結され、契約内容のおしらせが令和7年4月1日以降に発行された方
 - (5) 橿原市税を滞納していない方
 - (6) 一般財団法人電気安全環境研究所から認証を受けたもの又は当該認証を受けたものと同様以上の性能があることを証明できる太陽光発電システムを設置した方

3. 申請のために必要な書類

○ 申請方法

- ①市公園緑地景観課において、エコライフハウス設備設置に係る景観等確認報告書の確認印を取得してください。
- ②太陽光発電システムを設置し、設置に関する支払いを済ませてください。
- ③必要書類を整え、市環境政策課の窓口までご持参してください。

(※郵送による対応はいたしません。くれぐれもご注意ください。)

【必要書類】

- ① 檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 檀原市エコライフハウス設備設置工事完了証明書（様式第2号）
- ③ 檀原市エコライフハウス設備設置工事内訳明細書（様式第3号）
- ④ 檀原市エコライフハウス設備設置に係る景観等手続確認報告書（様式第4号）

※報告書の受付印は市公園緑地景観課で受けてください。

所定の手続きが必要な方は、届出書又は許可書の写しも併せて提出してください。

- ⑤ 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し

※住宅用太陽光発電システムが設置された新築住宅を購入した場合は売買契約書の写し：契約書に太陽光発電システムが含まれていることがわかる記載が無い場合には見積書等内訳が分かるものの写しを添付してください。

- ⑥ 住宅用太陽光発電システム設備設置費に係る領収書の写し
- ⑦ 太陽電池モジュール出力の合計値・型式・枚数・配置等が分かるもの（屋根の配置図等）
- ⑧ 再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内の写し
- ⑨ 住民票原本（発行後3ヶ月以内で、太陽光発電システム設置場所と同じ住所が記載されたもの）
- ⑩檀原市税の滞納がない証明書の原本

○檀原市税の課税のある方…納税証明書（市税）又は完納証明書（市税）の原本

○檀原市税の課税のない方（令和7年1月1日時点で檀原市に住民票がない方や、市民税非課税の方など）… 未納が無い証明書（市税）の原本

いずれも3ヶ月以内に檀原市で交付をうけたもの（交付場所：市民窓口課・収税課）

※証明書を発行する直前に納税された場合、納付データが反映されていない場合がありますので、納税証明書の発行の可否については、納税義務者ご本人から檀原市収税課（TEL 0744-47-2636）までお問合せください。

- ⑪ 住宅用太陽光発電システムの設置が分かる写真（カラー）

※設置状況が分かりやすく、太陽光パネルが屋根に載っていることが分かる家屋全体の写真

- ⑫ その他市長が必要と認める書類

※添付書類の契約書（写）、領収書（写）等の印紙税額に誤りのある場合は、受付できませんのでご注意ください。

※交付申請者と契約者（領収書に記載されている方の氏名）が異なる場合は、交付申請者と同居家族であることを証するものの提出が必要です。

※代理人（同居家族は除く。）が申請する場合は、檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付申請書類提出委任届（様式第5号）を提出してください。

4. 受付期間と申請先

- 令和7年5月1日（木）から令和8年3月31日（火）まで
（ただし予算残額が無くなった時点で、この補助制度は終了します。）

受付：市環境政策課（土日祝を除く）

樫原市八木町 1-1-18（本庁舎北館 1 階）

TEL 0744-47-3511（直）

※申請書類に不備がないかの確認を行いますので、時間に余裕をもってお越しください。

5. 交付の決定及び支払い

- 必要書類を審査や調査を行い、補助金を交付すべきものと認めた時は、申請者に樫原市エコライフハウス設備設置補助金交付決定通知書（様式第 8 号の 1）及び樫原市エコライフハウス設備設置補助金交付請求書（様式第 9 号）を送付します。

- 上記の補助金交付請求書に必要事項を記入の上、14日以内に提出してください。（郵送可）

請求書に基づき補助金の交付をします。（申請受付日により交付時期が異なります）

※虚偽その他不正な行為等により交付決定を受けた場合は、決定を取消し、補助金の返還を求めることがあります。

6. ご協力ください

- 補助金の交付を受けた方は、次の活動等にご協力をしてください。

（1）『奈良の環境家計簿』の登録

（2）樫原市地球温暖化対策地域協議会（エコライフかしはら）が実施する事業への参加

7. 注意事項

（1）必要事項の記入漏れ、誤り、不足書類等がありましたら受付できません。

（2）消せるボールペンは、使用しないでください。

（3）金額を訂正等で訂正された書類は受理できないので、再作成をお願いします。

（4）住宅用太陽光発電システムの設置に係る書類につきましては、設置後 5 年間保管してください。

お問い合わせ

樫原市役所 環境部 環境政策課

〒634-8586 樫原市八木町 1-1-18

（本庁舎北館 1 階）

TEL 0744-47-3511（直通）